別紙様式第七号第一の一(2)［保険会社の状況について記載する場合］生命保険会社の表記載上の注意5を次のように改める。

5　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この５において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この５において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第七号第一の一(2)［保険会社の状況について記載する場合］生命保険会社の表記載上の注意5の次に次のように加える。

6　１株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第七号第一の一(2)［保険会社の状況について記載する場合］損害保険会社の表記載上の注意7を次のように改める。

7　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この７において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この７において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この７において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第七号第一の一(2)［保険会社の状況について記載する場合］損害保険会社の表記載上の注意7の次に次のように加える。

8　１株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第七号第一の一(2)［企業集団の状況について記載する場合］生命保険会社の企業集団のイの表中

連結当期純利益	

を

連結当期純利益	
連結包括利益	

に改め、同様式第一の一(2)［企業集団の状況について記載する場合］生命保険会社の企業集団のイの表記載上の注意６を次のように改める。

6　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この６において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この６において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この６において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第七号第一の一(2)［企業集団の状況について記載する場合］生命保険会社の企業集団のロの表中

総資産				

を

総資産				
１株当たり当期純利益（又は当期純損失）	円　銭	円　銭	円　銭	円

に改め、同様式第一の一(2)［企業集団の状況について記載する場合］生命保険会社の企業集団のロの表記載上の注意１を次のように改める。

1　相互会社にあっては、「当期純利益」を「当期純剰余」に改め、「社員配当準備金繰入額」を「当期純剰余」の次に記載し、「契約者配当準備金繰入額」及び「１株当たり当期純利益（又は当期純損失）」は記載を要しない。

別紙様式第七号第一の一(2)［企業集団の状況について記載する場合］生命保険会社の企業集団のロの表記載上の注意5を次のように改める。

5　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この５において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この５において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第七号第一の一(2)［企業集団の状況について記載する場合］生命保険会社の企業集団のロの表記載上の注意5の次に次のように加える。

6　１株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。